

県改第1133号

令和4年9月20日

兵庫県議会議長 小西 隆紀 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

内部管理評価報告書について

地方自治法第150条第6項の規定により、内部管理評価報告書について、次のとおり報告します。

令和3年度

兵庫県内部管理評価報告書

令和4年8月12日

兵 庫 県

目次

1	内部管理の整備及び運用に関する事項	1
(1)	推進体制	1
(2)	推進組織	1
(3)	取組内容	2
ア	リスクの識別・分類	2
イ	リスクの分析・評価	2
ウ	リスク対応策の整備	2
エ	モニタリング	2
オ	改善を踏まえたリスク対応策の見直し等	2
2	対象事務	3
3	適用範囲	3
4	評価対象期間	3
5	評価手続	3
6	評価の概要	3
7	不備の是正等に対する取組	5
8	評価結果	5
	(別表) 不備事項の自己評価及び独立的評価	6

知事は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部管理の整備及び運用に関する事項

知事は、県の内部管理体制の整備及び運用に責任を有しており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 1 項の規定及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「兵庫県内部管理基本方針」を定め、法令等を遵守しつつ、行政目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価を行い、対応策を講じた上で、適正な事務の管理及び執行を確保する内部管理体制を整備し、その適正な運用に取り組んでいる。

なお、内部管理は、各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、内部管理の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見できない可能性がある。

(1) 推進体制

区 分	職 名	役 割
内部管理総括責任者	企画県民部長	内部管理の整備及び運用を推進する実務的な責任者
内部管理財務担当責任者	会計管理者	財務に関する事務上のリスクの識別、評価及び対応並びに内部管理の評価の責任者
内部管理責任者	各部長等、県民局長・県民センター長	各部局等における内部管理の実務的な責任者
内部管理総括推進員	各部局筆頭局長、県民局副局長・副センター長	各部局等における内部管理の具体的な取組を推進
内部管理推進員	所属長	各所属における内部管理の取組を推進

(注) 職名等は、令和 3 年度の名称を記載した（以下同じ）。

(2) 推進組織

区 分	所管課	役 割
総括部局	新行政課	内部管理体制の整備及び運用を推進
推進部局	出納局会計課	財務に関する事務のリスクの識別・分類、分析・評価等、リスク対応策のとりまとめ
評価部局	出納局審査・指導課	内部管理の整備状況及び運用状況の独立的評価、内部管理評価報告書の作成

(3) 取組内容

ア リスクの識別・分類

各所属は、過去に発生した不適切事例や監査指摘事項等も踏まえながら、推進部局（出納局会計課）がリスクを洗い出した「リスク一覧」に基づき、業務上のリスクを識別・分類

(参考) リスク選定の考え方

全庁重点リスク	所属重点リスク
全庁で共通するリスクで、かつ県民からの信頼を著しく損なうような質的重要性が高いリスクを選定	所属リスクの影響度、発生可能性（量的重要性）及び質的重要性を分析した結果、重要なリスクと評価したものを選定

イ リスクの分析・評価

各所属は、識別・分類した全庁重点リスク・所属重点リスクの重要性を分析し、対応策を講じるべきリスクかどうかを評価

ウ リスク対応策の整備

- (ア) 各所属は、全庁重点リスク・所属重点リスクに対してリスク対応策を整備
- (イ) 規程・マニュアル等の所管課は、必要に応じ、規程・マニュアル等の改訂等を実施

エ モニタリング

- (ア) 各所属は、日々の決裁や自己点検等による日常的モニタリングを通じて、把握した不備について改善・是正を行い、内部管理の有効性を自己評価
- (イ) 評価部局（出納局審査・指導課）は、各所属の自己評価及び不備があった場合の対応状況（改善、是正措置）について、会計審査及び会計事務指導等を通じて、内部管理の有効性を独立的評価

オ 改善を踏まえたリスク対応策の見直し等

- (ア) 各所属は、不備への改善事項等を踏まえ、リスク対応策の見直し
- (イ) 規程・マニュアル等の所管課は、必要に応じ、規程・マニュアル等の改訂等を実施

2 対象事務

知事の担任する事務のうち、地方自治法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務

3 適用範囲

行政組織規則（昭和36年規則第40号）に規定する本庁及び地方機関に該当する組織が行う事務

4 評価対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

5 評価手続

ガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る内部管理体制の整備状況、運用状況及び有効性について、各所属長が自己評価を行うとともに、評価部局（出納局審査・指導課）が、会計審査及び会計事務指導等を通じて独立的評価を実施した。

6 評価の概要

故意による不正行為等（懲戒処分該当事案等）や回復又は是正が困難な事例（高額な現金の亡失、会計検査院による指摘事項等）といった重大な不備は認められなかった。

一方、車両やパソコン等の損傷、亡失等報告書の未提出、職員手当や会計年度任用職員の報酬等の過大・過少支給、支払遅延利息率の誤り等不適切な契約書の作成、支出負担行為の事前協議漏れ等の不備は認められた。

これらについては、職場研修等での注意喚起や職員の交通安全意識の徹底、正しい事務処理の再確認・周知、契約条文の変更箇所の確認徹底、複数職員による確認やチェック体制の強化などにより、いずれも各所属において改善が行われた。

独立的評価の結果、財務に関する内部管理は評価基準日（令和4年3月31日）において有効に整備され、又は評価対象期間において有効に運用されている。各所属においては軽微な誤り等が見られたが、重点リスクに係る重大な不備は認められなかった。

判明した不備の概要

分類区分		件数		
		令和2年度 ①	令和3年度 ②	増減 ②-①
A	手続き上の誤りなど軽微又は不十分であったもの	73	86	13
B	放置すれば違法又は不適正な支出や収入につながっていたもの	25	17	△8
C	違法又は不適正な支出や収入が行われたものの軽微又は是正できたもの	20	29	9
D	違法又は不適正な支出や収入が行われ、回収や返還ができなかったもの	0	0	0
E	故意による不正行為等（懲戒処分該当事案等）	0	0	0
合計		118	132	14

※詳細は、別表「不備事項の自己評価及び独立的评价」（以下「別表」という。）のとおり

（増減の主な理由）

分類区分	主な理由
A（13件）	契約保証金の不適切な取扱い（△7件(9→2)） 歳入科目の誤り（△3件(5→2)） 車両やパソコン等の財産の損傷（+14件(16→30)） 支出負担行為の事前協議漏れ等整理時期の誤り（+11件(1→12)）
B（△8件）	補助事業等における不適切な履行確認（△3件(8→5)） 委員報酬等の支払遅延（△2件(6→4)）
C（9件）	手当や報酬等の支出金額の誤り（+7件(9→16)） 物品購入代金二重払い（+2件(0→2)）

整備状況、運用状況及び有効性の評価結果

区分	整備状況の評価	運用状況の評価	合計
内部管理の不備	(0件)	(118件)	(118件)
	0件	132件	132件
内部管理の重大な不備	(0件)	(0件)	(0件)
	0件	0件	0件
有効性の評価	有効(重大な不備なし)	有効(重大な不備なし)	—

（注）前年度の件数を（ ）書きした。

（参考）整備状況及び運用状況の評価

区分	整備状況の評価	運用状況の評価
内部管理の不備	規定の内容では内部管理の目的を十分に果たすことができない、規定が業務に適切に適用されていない等	意図したように内部管理の効果が得られておらず、結果として不適切な事項が発生
内部管理の重大な不備	整備上の不備のうち、全庁的な内部管理の評価項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いもの	運用上の不備のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの

7 不備の是正等に対する取組

各所属において評価対象期間中に判明した不備については、その都度重点的に取り組むべき重点リスク（「全庁重点リスク」及び「所属重点リスク」）として管理するとともに、当該重点リスクへの対応策を策定し、改善に取り組んだ。

また、内部管理総括推進員で構成される「内部管理推進委員会」を開催し、不備の是正や未然防止に向けた全庁的な対応策の検討のほか監査委員事務局や各部署との情報共有等を図った。

8 評価結果

上記6のとおりガイドラインに基づいた評価を実施した限り、県の令和3年度における財務に関する事務に係る内部管理は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断した。

また、上記7のとおり不備の是正等に対する取組が行われ、一定の効果が上がっていると考ええる。

しかしながら、依然として財産の損傷や支出金額の誤りなどの不備が認められることに加え、支出負担行為の事前協議漏れなどの不備の件数が前年度（令和2年度）よりも増加している。

したがって、財務に関する誤りが繰り返されることのないよう、各所属自らがリスクを適切に認識、分析し、是正を行うとともに、関係機関とも連携しつつ、全庁的な内部管理の取組をさらに徹底していく必要がある。

なお、評価基準日後に国庫支出金に歳入欠陥等が相次いで発覚した。

これらの事案については、令和4年度のリスク評価シートに所属重点リスクとして記載し、日常的モニタリングを通じて再発防止を図っている。

兵庫県知事 齋藤元彦

(別表) 不備事項の自己評価及び独立的评价

【合計】

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R2 ①	R3 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
計				118	132	14	—	—	A (86) B (17) C (29)

【全庁重点リスク】

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R2 ①	R3 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
16	歳出	支出 命令	不適切な 履行確認	4	0	△4	—	—	—
43	財産	出納・ 保管	不適切な 現金等の 管理	1	0	△1	—	—	—
44	その他	内部 管理 制度	不適切な リスクの 管理・共有	2	0	△2	—	—	—
計				7	0	△7	—	—	—

【所属重点リスク】

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R2 ①	R3 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
1	歳入	調定	調定期期の 誤り	3	5	2	調定期期遅延 (河川占 用料)	事務処理の進行を複 数職員で確認	A
3			調定金額の 誤り	2	3	1	情報公開請求資料の交 付手数料算定額誤り (過大徴収)	関係規程等の周知 複数職員による確認	C
4			歳入科目の 誤り	5	2	△3	科目誤り	財務関係規程による 十分な確認	A
5			収入年度の 誤り	2	0	△2	収入年度誤り	複数職員による確認	A
—			その他	1	1	0	調定漏れ	使用許可申請時のチ ェック体制強化	C
6		収納	即納書、出 納簿の不 適切な取 扱い	3	5	2	使用開始時の一連番号 未記入	使用開始時等に複数 職員による確認	A
7			収入証紙の 不適切な 取扱い	3	0	△3	—	—	—

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R2 ①	R3 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
8			督促状の発行遅延	1	0	△1	—	—	—
-			その他	1	1	0	借上公社敷金返還金の二重納付	チェック体制強化	C
11	歳出	支出 負担 行為	予算措置のない執行	3	2	△1	変更交付決定時に予算措置無	予算の把握及び複数職員による進行管理	B
12			予算の超過執行	1	1	0	予算措置のない支出負担行為	制度等周知、予算管理の徹底	B
14			整理時期の誤り	1	12	11	事前協議漏れ	決裁区分の周知、チェック体制強化	A
16		支出 命令	不適切な履行確認	8	5	△3	実績報告書等不備の状態で支出	注意喚起及びチェック体制強化	A (2) B (3)
17			支出金額の誤り	9	16	7	算出額誤り(過大・過少支給)	複数職員による確認自己確認等周知徹底	C
18			二重支払い	0	2	2	物品購入代金二重払い	管理簿等による支出確認徹底	C
19			支出漏れ	4	4	0	委員謝金の支払漏れ	財務規則等周知徹底 複数職員による確認	C
20			不適切な請求書による支出	0	1	1	請求日のない請求書による支払い	記載内容確認徹底	A
21			支出科目、節誤り	0	1	1	支出内容確認不足による歳出事項誤り	複数帳票突合確認徹底	A
22			支払遅延	6	4	△2	委員報酬支払遅延	複数職員による確認	B
-	その他	0	1	1	立替払い手続不備	事案周知徹底、事務引継書への明記	B		
23	契約	仕様書の 確定	不適切な仕様書作成	1	1	0	見積合わせ時の納期限等未提示	見積依頼時の明示徹底	B
24			予定価格の算定誤り	2	0	△2	—	—	—
25		契約者の 決定	不適切な随意契約	0	1	1	長期継続契約期間満了後、自動更新条項で引き続き契約	契約書の記載内容見直	B
27			契約の 締結	契約書作成漏れ	1	0	△1	—	—
28		不適切な契約書の作成		15	12	△3	契約条文不備	会計事務データベースの情報共有、複数職員による確認徹底	A

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R2 ①	R3 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
30	契約	契約の 締結	契約金額の 誤り	1	0	△1	—	—	—
32			不適切な変 更契約	1	2	1	未決裁の変更契約締結	所内研修の実施、指 導・点検体制の整備	B
33			契約保証金 の不適切な 取扱い	9	2	△7	免除理由の財務規則該 当条項の誤り	複数職員による確認	A (1) C (1)
—			その他	1	0	△1	—	—	—
39	財産	管理	財産の損傷	16	30	14	車両、パソコン損傷	各種研修及び会議で の注意喚起及び職員 の交通安全意識徹底	A
40			不適切な財 産の管理	8	12	4	亡失等報告書未提出	所属長会議等で制度 周知徹底	A (10) B (2)
43		出納 保管	不適切な現 金等の管理	3	4	1	郵便切手出納簿記載漏 れ	複数職員による確認	A (3) C (1)
—	その他	—	—	0	2	2	かい長の自己検査未実 施	関係職員への周知徹 底	A
計				111	132	21	—	—	A (86) B (17) C (29)

(注) 1 リスク項目は、財務に関する事務に係る内部管理実施要領第3条第1項で規定する「財務に関する事務のリスク一
覧」に従い分類した。

2 不備の分類区分欄に不備が発生したリスクの件数を () 書きした。

3 不備は、すべて運用上の不備である。

【独立的評価】

各項目について独立的評価を行った結果、「判明した不備の概要」(P4) A～Cの区分について、
それぞれ是正等が行われ、自己評価は適正に実施されていることを確認した。

令和 3 年 度

兵庫県内部管理評価報告書審査意見書

令和 4 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第12号
令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県監査委員

四海達也
浜田知昭
中野郁吾
花岡正浩

令和3年度兵庫県内部管理評価報告書の審査について

令和4年8月12日付け審第1045号で審査依頼がありました令和3年度兵庫県内部管理評価報告書を審査した結果について、別添のとおり意見を提出します。

— 目 次 —

第 1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の手続	1
第 2 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 審査の意見	2

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 3 年度兵庫県内部管理評価報告書

2 審査の手続

知事から提出された兵庫県内部管理評価報告書について審査を行った。

審査に当たっては、

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか

イ 内部管理の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に実施されたか

等の点について検証し、兵庫県監査委員監査基準に準拠して、リスク評価シート等の照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施するとともに、財務監査等の結果も参考にして慎重に審査した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

兵庫県内部管理評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続等及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

2 審査の意見

留意・改善・要望事項については以下のとおりである。

(1) 内部管理制度の更なる周知徹底

総括部局、推進部局をはじめとする推進組織の取組等により、指摘事項となるような不備は見受けられなかった。

しかしながら、全庁重点リスクに対し、該当業務なしとしたため、所管業務について自己評価が行われていないなど、制度が職員に十分に浸透しているとは言いがたい不備が認められた。

適正な事務の執行を図るため、特に部局長をはじめとする幹部職員は、制度を十分に理解し、職員への意識付けと周知徹底に引き続き努められたい。

(2) 内部管理の実効性確保

財務監査において指摘等された財務事務上の誤りをリスク評価シートの重点リスクや重点リスクの内容に記載していないものが見受けられた。また、重点リスクに記載していても、財務監査でリスクと同じ内容の誤りが指摘等されており、内部管理の効果が十分に発揮されていないものもあった。

職員への意識付けが進み、職員一人一人が自ら携わる業務に内包される重点リスクを理解した上で、その対応策を常に意識して業務を遂行することが必要である。

各所属の内部管理推進員がこのことに留意して実務レベルで効果が発現する取組を着実に進められるよう、推進体制の機能を十分に発揮されたい。

また、内部管理が実効性のあるものとなるよう、評価体制についても機能の充実、向上に努められたい。